発行所
京都府綴喜郡田辺町大字田辺小字[illegible]四〇
田辺町役場
電話田辺　76・109番　町長室149番
編集人
京都府田辺町役場総[illegible]務
印刷所　吉山印刷所

合併後三度目の新春を迎へて

〃今年は復興の年〃

昨年度は二回にわたる大水害に、田辺町も前古未曾有の大被害を受け以来、鋭意復興計畫に専念のところ、関係機関との累次の交渉も順調に進み、昨年末に至り、漸く復興の前途に光明が見えて来た。合併後、三度目の新年を迎えて、北川町長は先づ「合併に感謝する」と率直に述べた後、「今年は復興の年」であると大要、次の談話を発表した。

先づ合併に感謝

一陽来復して、親愛なる町民の皆さんと共に、こゝに新しい年を迎え、誠に御同慶の至りであります。

思えば今年は本町合併後第三回目の新春でありまして、町全般に亘り各方面の仕事が、漸く軌道に乗つて参りましたことは、実に喜びに堪えないところであります。

先づ迎年の所感として第一に思ひますことは、本町は三年前に合併を実現しておいて貰つて、非常に結構であつたということであります。御承知の通り昨年は国会を通過して町村合併促進法が出まして、その実施につき全国に亘り真剣に研究討議せられつゝあります。然しながら何処ともにこれの実現までにはなお相当の日子を要する状況であります。幸にしてそれら予定の町村が比較的順調に合併が実施されたと致しましても、それから後の仕事がなか〳〵容易ではなく、新しい町村としてすべての施策を軌道に乗せるまでには並々ならぬ苦心を必要とすることは、これまでの各地の実例に見て、明かなことであります。

ところが我が田辺町におきましては、そうした苦心はすでに既往に属し、今や新生大田辺町としての基礎工事を完了して、広々とした発展街道を、一路邁進すればよろしいという状態でありますから、真に仕合せなことであります。これ全く三年前にこの大事業の衝に当られた方々の卓見と熱意の賜でありまして、当時の当局者に対し、私はこゝに深甚なる敬意を表する次第であります。

復興の年

さて顧みますれば昨年はまことに災厄の年でありまして、春以来の天候不順に加え、八月九月と両度の大風水害を受けまして、本町の被害は別項のごとく、実に甚大なものであります。従つてわれ〳〵当局は十月以降鋭意復興計画の樹立に専念し、昨年末に到つて漸く復興の基本方針が確立致しましたので、政府並びに府及びその他の関係方面と交渉を重ね、大体その諒解を得、いよ〳〵新春よりこれが実施に着手する運びとなつているのであります。

昔から「一年の計は元旦にあり」と申しますが、これは一年間の計を元旦になつて考えると言うことではありますまい。そんな事では遅すぎるし、又正月匆々の短い日数で、完全な計画が立つものでもありません。この諺の真の意味は、一年の計は前年の末に十分に定めておいて、元旦からそれを忠実熱心に実行するということであり、一年の計画の実行がずる〳〵と延びないよう、元日がその実行の出発日であることを教えたものであると、私は解釈するのでありまして、皆さんの家庭上職業上の御計画におきましても、そのような盛んな意気込を以て、実行にお当り下さらんことを、ついでながら希望するのであります。

基本施策の実施

前述いたしましたような次第でありますから、私はこの昭和二十九年を、復興実現の年、短く言つて「復興の年」と申したいのであります。

而してこれの具体的方法でありまするが、その基本的な考えにつきましては、本紙前号で私の卑見を詳しく述べて置きましたから、各位もすでに御承知下さる事と存じます。そしてこの基本方策は町会議員諸氏の全面的共鳴を得、又一般町民の方々よりも反対の声を耳にせず、又ちがつた意見も聞かなかつたので、この方針に全力を傾注して、その目的貫徹に努力して参つたのであります。お蔭をもちまして、この方策は既定方針通りの目的を遂し得る見込が立つて居るのであります。よつてこれが実施に当つては、事の難易、緩急の度を検討し、その他必要の事情をも考慮致しまして、一月早々より勇敢に実行に移したく存じて居るのであります。いづれその詳細は「町政だより」に登載して、又は他の方法によりまして、一般に周知方を取計らう考えであります。

北川町長

「禍を転じて福となす」の決意を、私は前号で皆さんに申上げて御共鳴を嘱望いたしましたが、果してこれが達成し得るか否かは、一にかゝつて町民全体の熱意と協力の如何によるのであります。人間は勿論のことあらゆる生物は皆それ〳〵の潜勢的可能力を持つて居りまして、艱難に遭つてこれを乗り切らうとする時には、これまで見なかつた能力が出るものであります。だから時々襲い来る災厄もこれを天の試錬と思い、一難を経る毎に勇気百倍するの意気込を以てすれば、必ず困難を克服し得るのであります。どうか完全なる自治体としての理想を目ざして、着々具体策を実現し、順風は勿論のこと、逆風もこれを活用するように心がけて、いよ〳〵邁進いたしたいと思うのであります。こゝに新春の御慶びを申上げると共に、特に町民各位の一層の御協力を切望いたす次第であります。

町営住宅五戸完成

本年度建設予定の町営住宅三十五戸（耐火構造十戸木造第一種十戸、木造第二種十戸）のうち西羅因地（三山木）に建設の木造第二種五戸はすでに完成、残り三十戸の建設についても目下、県案の奈良電興戸駅附近に敷地を計画中であります。

同駅附近は最適の住宅街であり、従つて今から町営住宅入居申込者が殺到するものとみられています。

二十八年南山城水害、台風十三号による災害に対し災害復旧国庫負担法による査定結果（但し一ヶ所十萬円以上のもの）

○土木災害復旧　六九ヶ所
この査定決定復旧費
三三、五五九、〇〇〇円

○農業施設災害復旧　六七ヶ所
この査定決定復旧費
三三、三六〇、〇〇〇円

○農地災害復旧　二八ヶ所
この査定決定復旧費
六、二〇一、〇〇〇円

○査定復旧費合計
七三、六二〇、〇〇〇円

なお一ヶ所十万円以下の査定決定復旧費は次号に詳記いたします。

新春早々着工

中学校講堂兼体育館

かねて懸案の中学校講堂兼体育館の建築は愈々実現の見とおしがつき、三月末完成の予定で新春早々着工の運びとなりました。この建坪は百八十坪、外壁は全部モルタル塗の耐火建築、また構造は鉄骨造と同様の特殊工法による木骨造で、科学の粋をこらした近代建築であります。工費は約八百五十万円で、これが財源については、なるべく町民負担の軽減を図るため関係機関と折衝、鋭意努力の結果、国庫補助金の交附と長期融資を若干借り入れられる見込がほぼ確実となりました。しかし約四百万円の財源の捻出は、どうしてもせねばならないので、この点を非常に苦慮し町会議員とも慎重審議のすえ、当町がさきに発行したものと同様の町公募債を発行することが、この際、一番適切な財源策であるという結論となつたわけであります。

なお、これが募集方法については、区長、PTA役員の方々をわずらわし、近く皆様の家庭を訪れお願いすることになつています。皆様には何かと出費の多いせちがらい時に、甚だ御迷惑とは思いますが、町教育振興のために町民各位の深い御理解と御協賛をお願いします。

次に今回の町内債発行の条件は、おおむね次の通り

一、発行の目的
田辺町立田辺中学校講堂兼体育館建設資金

一、発行総額
金四百万円

一、債券の種類
壱百円券、五百円券、壱千円券、五千円券、壱万円券の五種

一、記名、無記名の別
記名式、但し本人の希望により無記名式とすることができる。

一、利率　年八分

一、償還期限
昭和三十年一月末、三十一年一月末、三十二年一月末に各三分の一宛償還

一、募集期日
昭和二十八年十二月十五日から昭和二十九年一月三十一日まで。

基本選擧人名簿確定

昨年十二月二十日をもつて確定した昭和二十八年九月十五日現在の町の選挙人名簿登録人員は次の通りです。

	男	女	計
田辺地区	一、四九九	一、五六四	三、〇六三
大住地区	八九九	九四一	一、八四〇
草内地区	五九九	六二一	一、二二〇
三山木地区	八二四	九五四	一、七七八
普賢寺地区	六四九	七一〇	一、三五九
計	四、四七〇	四、七九〇	九、二六〇

なお、念のため昭和二十九年中に予定されている選挙は、京都府知事、町教育委員の半数改選と延期となつていました農業委員の任期満了による選挙が行われることになつています。

昭和29年　西歴1954年　謹賀新年

（順不同）

田辺町長	北川楢太郎
〃助役	岡本三保三
〃助役	小西徳太郎
〃収入役	吉川磯一

田辺町議会

議長	出島義一
副議長	前川清一
議員	竹村弥太郎
〃	小西源吾
〃	奥西三雄
〃	西村幸太郎
〃	木村栄三
〃	桐山利一
〃	村田稔夫
〃	木村宗太郎
〃	竹村為雄
〃	永江幸作
〃	北川勇
〃	藤本菊松
〃	高村安夫
〃	水山芳次郎
〃	木村武雄
〃	北尾正夫
〃	滝山末吉
〃	井上義一
〃	今村庄三郎
〃	福井甚太郎
〃	久保千代太郎
〃	森熊三
〃	田宮兼次
〃	古林辰次郎

田辺町教育委員会

委員長	国田兼次
副委員長	山村正一
委員	川嶋正男
〃	伊藤義純
〃	今村庄三郎
教育長	森田新三

田辺町公平委員会

委員長	村上昭房
委員	村田太平
〃	三神栄昇

田辺町農業委員会

田辺地区会長	西村市三
大住地区会長	上田勉
草内地区会長	島村重松
三山木地区会長	今村熊吉
普賢寺地区会長	伊東義純

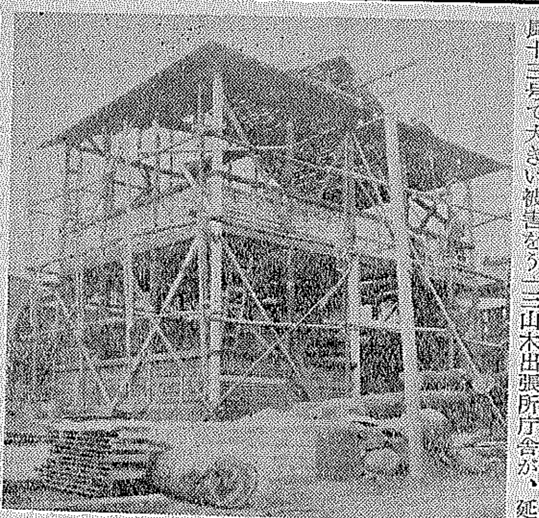

〝待つてました〟
三山木出張所庁舎建つ

昨年の南山城水害及び台風十三号で大きい被害をうけ、使用困難となつていた三山木出張所庁舎が、延三十七坪、予算工費七十万円を以て、このほど上棟式を挙げ、一月末竣工をめざして鋭意、工を急いで居ります。竣工の暁は前庁舎とうつて変つた「明るい庁舎」がお目見得するわけ。（写真は上棟した三山木出張所庁舎）

民生委員改選
厚生大臣から発令

本年八月一日（法律第一一五号）民生委員法の一部が改正されましたので、去る十二月一日をもつて、全国一斉に民生委員の総改選が行われました。本町では次の方が民生委員推薦会から新しい委員として推薦せられ、このほど厚生大臣から委嘱の発令がありました

田辺　池永五郎、前田義子
〃　下村定次郎、上村新三
〃　西川亦三、太田己代
〃　西村武夫、森村美千代
〃　北尾　茂、
草内　上村金四郎、岡島辰次郎
〃　仲井オサキ、岡井ミヨ
三山木　森　茂、木村よし江
〃　田中音五郎、杉本卯兵衛
〃　高橋重美、林ハルノ
普賢寺　田中賀代、三神栄昇
〃　南　正夫、向井庄次郎
〃　奥西佐蔵、
大住　井上重治、吉本良子
〃　藤本　勇、古林文次
〃　岡本春三、小島　協

税問答

世帯主が申告
父子の農業所得
（所得税）

問　私の家は専業農家で所得が四十五万円位である。六十一才の父と三十三歳の私は、それぞれ一町三反ずつを所有し、自家労力で耕作している。父と私は二分して申告はできないか。

答　所得税は事業から生ずる所得が実質的にだれに帰属するかを判定し、その所得の帰属者に課税する建前になつております。そこであなたの場合のように生計を一にし、且つ日常の起居を共にしている父子の間で行われている事業から生ずる所得が、父の所得であるか、子の所得であるかについては土地の所有権者、その事業に従事する形式等にとらわれることなく、原則としてその事業に要する資金の調達をなし、その他の事業の経営の方針の決定等について支配的影響力を有すると認められる者がだれであるかによつて判定することになつております。

この場合、その者がだれであるか不明のときは、生計を主宰していると認められる者を所得者とすることに取り扱われています。したがつてあなたの場合は御書面のみでは判定できませんが、通常の家庭では、特別の場合を除いては、世帯主が事業に要する資金の調達をなし、その他その事業の経営の方針の決定等について支配的影響力を有していると認められるので世帯主が所得者となるのが普通のようであります。

開業の届出
一ケ月以内に
（所得税）

問　私はうるし塗の塗師の弟子修業をおえたので開業したい。

税金関係はどうしたらよいか。

家族は父が戦死して祖母と姉と妹がある。

答　国税に限定してお答えいたしますと、所得税法ではお申越のような事業を開始したときは、その事実があつた日から一カ月以内にその旨及び住所氏名事業場の所在地等を記載した申告書を、納税地の所轄署長に提出しなければならないことになつております。

次に塗装業に対する税金ですが国税としては塗装業は事業所得にあてはまりますから、その年中の総収入金額からその総収入金額を得るために要した必要な経費を控除した金額に対して所得税が課税されます。もつとも扶養親族などがある場合は、その控除に関する事項を確定申告書などに記載して申告すれば控除されます。

故人の所得は
相續人が申請
（所得税）

問　㈠農業を営む父が昭和二十七年十月死亡した。この場合、その年中の農業所得は死亡した父か、又は相続人か。なお何月何日現在で判定されるか。

㈡、その年中の農業所得を父と判定されて所得税が課せられるのは適法か。

答　㈠、確定申告を提出する義務のある者が、当該申告書の提出前に死亡した場合には、相続人はその相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四カ月以内に被相続人のその年一月一日以後死亡の時まで総所得金額等を確定申告書に準じてその申告書を被相続人の納税地の所轄税務所署に提出しなければならないことになつております。従つて御例示のような場合には相続人が申告する。

㈡、右の通りでありますから、死亡者の所得として課税するのは適法ではありません。

死亡後生じた所得については、相続人の所得として区分し課税することになります。

豊田翁追憶の記
萬年樋（飯岡）の起縁

南山城の平野に饅頭笠をポツンと置いた様な一つの丘陵がある。眼下には木津川の清流を控へ土地高燥、眺望絶佳、言うまでもなくこれが田辺町飯岡の盆地なのである。処がその丘陵の一端が長く東に延びて、太古そのまゝといいたいような大巌石の千貫岬？が木津川の長流をせき止めて、これがためにおこる洪水と旱魃とは、天与の眺めも高燥の勝地も却つて村民怨嗟の的となり、悲嘆の涙に日を送らせる事が久しかつたのである。古来しばしば旱天がつゞき或は洪水が頻々として起り、田圃以外に何一つ収入の道ない村の人達は、止むなくなつかしの郷土を捨て、京大阪に流浪の憂目を見る有様であつた。

一身、一家を犠牲
遂に岩を打ち抜く
用排水路完成

千貫岬の大岩石だがこの大岩石は傲然とその体軀を河中に横たへて、何人と雖どもこれに手を下すことを許さない。然るに天はこゝに一人の仁者を与えられた。如何なる犠牲を払つてもこの岩石を打ち抜いて、用排二つの水路を造らねばならないと決然としてこの難局に当つた人、これぞ即ち豊田武兵衛翁である。宝暦十三年（西暦一七六三年）徳川十代將軍家治の治下、齢四十六才の同氏は静かにこの計画に着手した。翁の動すべからざる信念と、燃ゆるが如き愛郷心と綿密周到なる設計はいたく村民に感動を与へ、工事は日一日と進捗して、上流の土工は漸く出来あがつた。然しこれからが千貫岬の難所という所になつて、翁は必死となつて激励し、村民は無中になつて奮闘した。然し何日たつても工事は捗らない。村民の意気は阻喪し、人足は日一日と減少する悲境に陥つた。中には工事を中止しなさいと、翁を諭くものさへあつたのである。然し翁は頑として耳を傾けなかつた、が情けないのは世の中である。人の徳望が一村を風靡すると、必ずこれを傷つけんとする者が出る。ここにも亦密かに翁の徳望を嫉んで好感を持つていなかつた者があつたのである。それ等の徒は、翁の事業一頓挫を来したと知るや、頻りに流言を放つて翁を傷つけんとした。而し翁は初一念を飜えさず、諄々と村民を説いた。然しそれに応ずるものは極めて僅少の篤志家のみである「よしおれ独りでやつて見せる」と、翁の志は益々堅く、私財をなげうつて近郷近在から人足を雇い入れ、明和九年中に雇い入れた人足は、実に六千人に達している。（人夫賃支払の帳簿が今尚豊田家に遺つている）かくてさしもの大岩石も、絶えざる翁の忍苦によつて、明和九年の十二月遂にみごとに打ち[illegible]た。延長実に百三十間、名づけて万年樋というので、この名こそは当時翁の苦心の如何に大なりしかを永遠に物語るものである。余す工事は只平担部の掘型のみであるから、翁は一気にやり遂げようと力んだ。然し困難は更に生れた。永年の工事のために、翁の私財は素より、祖先の遺宝まですつかりなくして、資力を得るの術なきに至つた。それのみか奸佞の徒は、この工事を完成せしめてはと、陰に陽に阻害を加えた。百策ここにつきて、安永四年翁は遂に無念の涙を呑んで、八幡郷男山下伝法院に身を寄するの余儀なきに至つた。翁の没落を喜んだ徒輩は尚これを以て満足せず、更にざんげんを以つて藩主を動かし翌五年闕所追放の流罪を下さしめた。あゝ、人生最大の不幸は、豊田一家を包んだのである。これ実に翁五十九才の時、難工事に着手して以来十三ヶ年であつた。

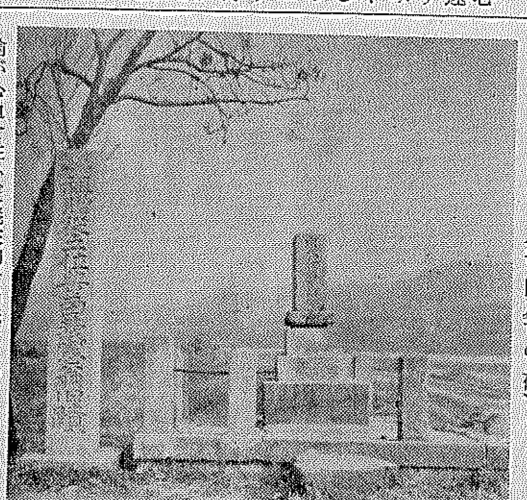

（豊田翁の碑）

翁が心血を注いだ犠牲的奉仕に対しいくら感謝してもしきれないのに、何ぞ計らんこの有為の人財を、追放の流罪に遭はせるとは……然し翁は過去の一切を夢とあきらめ、恩讐の彼方に心をすまし静かに読経三昧の人となつた。

時は早くすぎて、翁が法門に入つてより五年の星霜が流れた。天は何日までも翁の功蹟を埋め去るものではない。怖るしい旱魃村々には雨乞の太鼓が夜もすがらなり響く。而も眼下に木津川の清流は滔々として流れているがどうすることも出来ない。この時万年樋に水を通せと村民の心は期せずして一致し、数日後大川の水は溢るゝばかり用水路に満ちた。豊田翁はどうしてござる―悔悟の情に堪へかねた村民は、人を遣はして事の次第を述べ、前非を謝して切に翁の帰村を希うたが、翁は既に一切の諸縁に離れた出家の身、光風霽月の雅量豊かに法悦に浸る心境にあつた。迎へに来た村の人達の、万年樋に木津川の水が通りましたとの報告は語るも聞くも唯嬉し涙であつたが、しかし翁は村の人達と郷里に帰ることは固辞して受けなかつた。程経て月明のある夜、一托鉢僧が唯ひとり木津川の堤を逆つて三里、ひそかに万年樋まで来た。そして涼々と田圃に注ぐ水路の水を眺めて、うれし涙にかきくれた。高い石垣を築いた小高い父祖の家敷も、いまは無住の吾が家も指呼の間にあつた。言う迄もなくこれは豊田翁その日の姿、四散した妻子のことも思ひ出されて感慨無量、思ひ出は万年樋からふき出す水の様に限りない。しかし今は安らかに仏の道をひとり行く身である。和尚は村にも立寄らず、そのまゝ伝法院へ引返した。やがて翁の真実が藩主に認められ、闕所追放の罪は赦され、四散した妻子は飯岡の家へ帰つた。村の人達が只管翁の帰村を乞い迎いの人が幾度か伝法院を訪ねたが、翁は終に帰らず寛政六年九月七十七才を最後に、伝法の一室で、永遠の生命を遺して、生涯の幕をとじた。茲に至つて村民の悔悟悲嘆は益々深く相擁して遺骨を村に持ちかへり、飯岡西方寺の墓地に埋葬したが、越へて天保三年の秋、翁の遺功を追慕して万年樋の上に一基の碑を建立して翁の遺徳を記念した。用水発起豊田翁之碑は万年樋と共に今もなお道行く人にその偉功を物語つている。翁の精根によつて成就した用排二溝は、百三十幾年後の今も尚旧態に苔むすまゝに、累年の洪水と旱魃とに村民は些かの暴威を振ふことなく、見渡す二百幾町歩の田圃ゆたかに、秋の稔りを見せている。かくて時到り、翁の生前の功蹟が上聞に達し昭和三年四月従五位を贈位されたのである。以上は翁の事蹟の概要のみを、追憶したにすぎない。もし夫れ、翁の青年時代において南都松村門下で、文武の道に精進したこと、或は老後において、成仏一念の境涯に入つた前後の伝記に就ては、尚多くの記すべきことが残つているが今は割愛する。ただこゝで豊田翁の芳魂に酬ゆる為に、最後に書き遺して置きたいことは、それは苦難拾幾年の翁の労苦に対して、徳川政府が何の為めに闕所追放の罪科を負はしたかの疑問で、その理由はこうである。昔飯岡地区以北の村々は淀藩の城下で、三山木地区以南は、林大学頭の領地であつた。この両藩が年久しく勢力争いを起して、摩擦の絶え間がなかつた。豊田翁郷土百年の計画がこの両藩の領地にまたがつての施設であつたが為めに、従つて両藩の行政区画の利害の相剋から、公明仁慈なる翁の事業にはしなくも破局の転機を招いて、伝法院に世をしのぶ姿となつたので、古今を通じて政争の罪悪を痛感せしむる次第である。然し翁が崇高なる一念発起、この事業と運命を共にせんとする真実一路の精神は煌々として永世にその光を放つのである。徳孤ならず、必ず隣あり、翁の命日九月二十六日には、毎年飯岡西方寺に於て追善法要が営まれているが翁の堅志硬行に偲ぶことになつているが感奮興起した人はすでにこれまでにも少くないが又、今後も必ず出てくれるであろうことを確信し且つ待望してこの一文を結ぶことにする。（出島生）

消防団出初式
七日に擧行

田辺町消防団、恒例の出初式は一月七日午前八時三十分、大住小学校々庭で行われ、引つゞいて五色の放水演習も予定されています消防団では消防に対する認識を深めて頂くため、この日に一般の参観者を望んで居られます。

古[illegible]

〝光陰矢の如し〟でいよいよ田辺町も合併第三年の春を迎へるわけである。本町の合併は昭和二十六年の四月であつた。もう一昔前といつてよい。▼その当時は合併による財政的援助もなかつたし勿論、合併促進法の法律もなかつた。合併を奨める側もこれを受け入れる側も別に義務づけられたものもなく、いわゆる「通達」程度のものであつたそれが昨年八月、町村合併促進法という法律まで出来て一頃鳴りをひそめていた合併問題が再びクローズアップされたことである。▼更に中央では合併促進本部を設け、各都道府県には合併促進審議会を置いて本格的な合併促進に乗り出した。同本部の目標によると昭和三十一年九月末日までに小規模町村（人口八千未満）を合併し、町村数を約三分の一まで減らそうという意図のようである。勿論、あくまで自主的な問題ではあるが現状では各町村の重大関心事であることは疑うべくもない。▼そこで、来年四月に大多数の町村では議員及び長の選挙が行われるので、それ迄に目標の八十%を目途とされているから、町村の去就をめぐつて今年が論議のやまとなりそうである。▼一方、郡内での合併問題も年明と共に各町村間の動きが活潑となることを予想せられる。合併によつて一応適正規模の整つた我町としても、今後の情勢の変化によつては更に飛躍した大同合併化、行政の合理化、能率化について慎重に考慮すべき事態の招来も予想しなければならない。▼その場合の判断を見誤らないため、これから先の合併動勢に深い関心とお互いが清新な気持でこの問題に対処すべきでなかろうか。

訂正　前号、田辺町役職員名簿中田辺農業綜合計画地区審議会、草内地区今村庄三郎とあるは島村重松の誤りであります。

★★美しい寄付★★

その一

田辺町大字田辺小字道場計算機販売修理業北川薫さんは、町役場に雨傘の備えつけのないことを聞き、早速「これを使つて下さい」と雨傘二十本を寄贈下さいました。

その二

かねて当町が消防貯水槽の新設を計画中のところ、常に消防施設強化に対する深い関心を持つてをられる京都菱油株式会社代表取締役、川上秀雄氏から、このほど消防貯水槽の設備費として金弐万円也の寄附がありました。

両氏の御厚志に対し、紙上を以つて皆様にお伝えいたします。

青年学級 田辺地区

柔道科特設

二十九名が熱心に練習

田辺地教委ではこの度、燃えあがる青年たちの熱望に応え、青年学級教育の一環として新たに柔道科を特設し、その道場を田辺小学校講堂に設備せられました、道場開きは、去る十一月二日午後七時半から来賓として前松岡綴喜地区署長を始め田辺警部補派出所星野警部補、金子、松本、徳本署員を迎へて盛大に行われました。それ以来、毎週月、木の両日を練習日とし、現在二十九名の青年たちがクラブを組織し、徳本教官指導の下に午後七時半から十時まで熱心にその練習にいそしんでいます。いうまでもなく柔道科特設の目的は、技そのものの上達を計るのが目的ではなく、あくまでも心身を修練し、その教養を高めるためであります。

ねがわくば青年たちがよくこの趣旨を体し、所期の目的達成に精進し明日の郷土、明日の日本を背負つてたつ青年としての素地に培われんことを希望すると共に、一人でも多くこの道場を利用せられんことを念願して止みません。

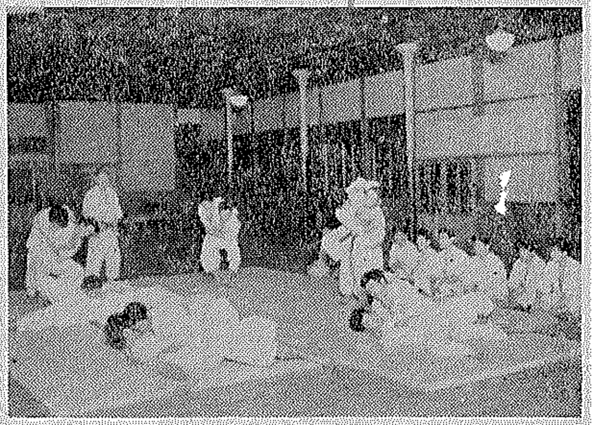
柔道練習風景

薪和会（薪區）の皆さんが

災害復興に労力奉仕

先の八月、九月の両水害で部落の幹線道路の一休寺道が各所で破損し、自転車の通行すら困難な状態にあつたので、これを見かねた同区の俸給生活者たちで組織する薪和会では、早速これの補修を自分達の手で奉仕することを申合せ、青木会長ら延七十人が、二日間にわたつてクワや、スコップを力一ぱい振り、元通り立派に復旧して頂きました会員各位の美しい奉仕精神に対して感謝し、紙上を以て皆様にお伝えいたします。

（写真はその奉仕ぶり）

お断り　「甘南備山を中心とする（ハイキングコース」は紙面の関係で次号に掲載し有終の美を飾りたい。

次に「教育よもやま話」の筆者、森田教育長は病気静養中のため暫く休載

一日局長の村田氏

郵便事業への感謝と協力

村田太平

（一）

郵便局が取扱つている郵便、電信、電話等のしごとは、われ〳〵の国民生活にとつて、たとえば人体における神経系統のような大切な役目を果していて、たとえ一日でもこれがピタリと止つたら、国民の社会活動は忽ちマヒ状態に陥つてしまいます。鉄道や道路上の運送が「物」をはこぶのに対して、郵便は「心」を運ぶ仕事だと言うことが出来ましよう。そのほか貯金、為替、保険などのだいじな仕事もしてくれているのであります。

わが田辺郵便局は明治六年に開設せられたので、去る十二月二日に開局八十周年記念式が行われましたが、南山城において、先登第一に開設せられた名誉ある局であり、且つ昭和九年以後今日までの間に、上級官庁から二十六回にわたる表彰をうけている成績優秀の郵便局であります。私はその記念式典の日に、一日局長として親しくその内部の様子を見学して、かねて想像していた以上にその仕事が複雑なものであることを知り、又局員全部が「仕事に惚れよ」をモットーとして、正確、機敏、親切とゆう執務の三原則を真剣に実行していられるのを見て、深く感動したのでありました。

（二）

さてわれ〳〵の産業や文化その他諸般の生活に、郵便事業が多大の便益を与えてくれていることを認識して、みんながこれに感謝すると同時に、われ〳〵の出来る範囲のことで、この大切な仕事に支障や困難の起らないように協力することが必要だと思います。たとえば各戸の門口に、家族全体の名札をはることであります。大抵は世帯主だけの名しか出て居らず、その世帯主だけの名札さえ、長年のうちに文字の読みにくいのがあります。ところが近頃は学校生徒さんなどの文通も相当多いそうで、その度毎に配達で難儀をかけるのです。

次に各戸とも「郵便受」の箱をやはり門口に備えつけたいものです。これの無い為に郵便物が風で散つたり、雨にぬれたりすることも起りましよう。又転居された時は、忘れないように郵便局へその転居先を通知して、転宅後に来た郵便物がすぐ新しい所へ送つてもらへるようにすることも必要であります。なお聞く所によると、ずいぶんひどく吠える犬があり、中には噛みつく犬も時々あるそうですが、お宅の用慎も大切ですけれども、紐でつなぐとか適当の処置は構じてほしいものですね。それから最後に配達夫さんが配つて下さつたのを手づから受取るような場合には、ありがとうございますとゆう感謝の一言を、心から捧げたいものと思います。

その外にもなおいろ〳〵の協力の仕方はありましようが、以上申し上げたことは別段むづかしいことでもなく、経費のかゝる事でもありませんから、各家庭で進んでこれを御実行下さるよう願いたいものです。又青年団や婦人会なども、こうした事をとり上げて、各部落でそれ〴〵歩調そろへて全戸漏れなく実施して下さるように、御推進していただきたいものと思います。

幸にしてわが田辺町は諸官庁の数もふえ、各産業も興隆し、まことに嬉しい発展の一路を辿つて居りますが、今後の一層迅速なる発展と郵便事業との関係は実に密接なのもがありますから、どうか郵便局側も一般町民側も、お互に十分のまごころを尽して、協力し奉仕しあいたいものと存ずるのであります。

相続税法の一部改正

基礎控除五十万円に引上げ

一、課税価格

相続税の課税価格は相続に因り取得した財産の[illegible]格の合計額であります。たゞ相続人が相続開始前二年以内に被相続人から贈与に因り取得した財産の価格は、相続税の課税価格に加算されて相続税が課税されます。

この場合当該贈与に因り取得した財産について既に贈与税が課せられているときは当該財産の取得について課せられた贈与税額を控除することとされています。

この場合においてその者が当該財産を贈与に因り取得した年に被相続人以外の者から贈与又は遺贈に因り財産を取得したことがあるときは、控除すべき贈与税額は、その年分の贈与税額に当該年分の課税価格に算入された財産の価格のうちに当該被相続人から贈与に因り取得した財産の価格が占める割合を乗じて算出した金額とすることとなっています。

二、相続税の基礎控除

相続税の基礎控除は従来の三十万円から五十万円に引き上げられました。なお従来は個人が一生の間に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価格の合計額を基礎として三十万円が控除されていたのでありますが今回は相続の都度基礎控除がされますから一生の間に二回相続があるものとすれば基礎控除額の合計は百万円となり従来に比し三倍余の引き上げになるわけであります。

三、相続税の税率

二十万円以下の金額百分の十五
二十万円をこえる金額百分の二十
五十万円をこえる金額百分の二十五
百万円をこえる金額百分の三十
二百万円をこえる金額百分の三十五
四百万円をこえる金額百分の四十
七百万円以上の税率省略

四、生命保険金及び退職金の控除

生命保険金及び退職金の控除はそれぞれ従来の二十万円から三十万円に引き上げられました。

次に従来は同一年中に同一人から相続遺贈又は贈与に因り取得した財産の価格の合計額のうち三万円までの金額は課税価格に算入しないこととしていた（少額控除）がこの控除は従来も課税技術上の必要から設けられていたものであつて今回の改正により累積課税制度が廃止されることとなりましたのでこれに伴い少額控除の制度も廃止されることとなりました。

五、其の他の控除等

1、相続又は遺贈に因り取得したものとみなされる退職金は被相続人の死亡後三年以内に支給の確定したものに限ることとされました。

従つて被相続人の死亡後三年を経過した後に相続人その他の者が当該被相続人に支給せらるべきであつた退職金の支給を受けたときは当該退職金はその者の一時所得として所得税の課税を受けることとなります。

2、配偶者控除は相続の都度認められることとなりました。従来は一度配偶者控除を受けると再婚後配偶者について相続が開始した場合は重ねて配偶者控除を受けることができなかつたが今回の改正によつてこの制限は除かれ何回でも控除を受けることができることとなりました。

3、年長者控除の制度は廃止されました。この制度が設けられたのは年長者が財産を相続した場合は同一財産について近い将来において重ねて相続が開始するであろうという配慮のもとに設けられたものであるがこれについては相次相続控除の制度もあつて重ねて控除する必要も認められないので今回の改正を機に廃止することとされました。

地教委改廃論

地方教育委員会制度の廃止論や改革論など多くの批判が加えられている此の際我々は今一度教育委員会本来の重要な使命を想起し誕生日尚浅い地教委の健全な発展を望むためにその現状を分析し、民衆の世論に訴えて改善への方途に適進したい。

地方によつては委員や教育長に人を得ないとか、そのボス化によつて教員が圧迫を感じ教育活動が抑制されているとか等々とかくの批判を耳にするのであるが、本町では委員及び教育長に適材を得、人的構成の面で申分なく我々は全幅的な信頼安定感をもとつて日々教育実践に精進出来ることは誠に幸せである。然し現行教育委員会制度には「適材を得る」だけでは解決のつかない多くの問題点を持つておりはしないだろうか。

教育委員会は同法にも明示されているように、教育行政の民主化、地方分権化及び教育の自主性確保の三つの理念を基本としている。戦前の教育は権威主義劃一主義中央集権主義によつて極端にゆがめられ、教育が時の政治権力に奉仕してその政策に従つたり、非科学的な日本史にもとづいて日本国家の優秀性を教え戦争を合理化したり、国民精神総動員の道具として学校を使つたりして、教育を国策の手足にされたことはお互身にしみて感じた処であるが、教委制度の発足によりこの束縛から解放され教育が個人の尊重の上に立つて真理に基づいて行われることが保障されたのである。教育が国策の道具に使用されることなく真に地域住民の切実な生活道問題の解決に学校教育が参加し、地域の特殊性に立つ教育計書を立てる上からも教育委員会に人事権や、教科内容やその取扱に関することが許されることは原理的には極めて歓迎すべきことである。然し乍らこれら教委の重要使命は果して完全に遂行され得るだろうか。先ず第一に

一、現行地教委制度は一般行政よりの独立が保たれ得るか、

教育が不当な支配に服することなくその自主性を確保し、官僚行政に代つて民意に即した民主的行政を確立することは、教育行政改革の原理であるが、現実には次にあげるような条件によつて多くの危機をはらんでいる。

(イ)財政権は地方公共団体の長にある、

教育行政の自由性は制度的、機構的には保障されているが、教育の地方分権をまかなうに足る財政の地方的充実は不十分であり、教育委員会も独自の教育施策を裏づける財政的自主性が得られていない。教育行政の地方分権や教育の自主性も財政的裏づけがなければ到底所期の目的を達成することは不可能である。

(ロ)円滑な人事行政が困難である、

これは地方委員会の設置単位の狭少性にも大いに関係するが、矢張財政的裏づけのないことから、人事行政に必要な教育力の均衡、刷新、適材適所が完全に一般行政から独立しがたい危険性を持つている。（一教育者）

農業委員の任期、更に延長

さきに本紙第七号をもつて、市町村農業委員会の委員の任期が、昭和二十九年一月十九日まで延長されたと、お知らせしましたが今回、更に市町村農業委員会の委員の任期を昭和二十九年七月十九日まで、都道府県農業委員会の委員の任期を同年八月二十日まで、それぞれ延長されることになりました。

これは、市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律（法律第二百七十三号）の一部が改正され去る十一月十六日公布施行されましたからです。

復活「軍人恩給」について

一口に軍人恩給とよばれる「恩給法の一部を改正する法律案」昨年八月一日に公布せられ支給対象となる人員は、恩給局の推定によると二百万人を超え、本年度予算として約四五〇億が計上されています、いわゆる軍人恩給にはどんな種類がある、どのような人々がこれを受けられるのでしょうか——。

普通恩給

一、既裁定者の場合

従来、普通恩給の裁定をうけ、恩給証書を交付されていた者は既得権が復活されてこの恩給がもらえる、但し昔は加算といって戦地に一年勤務すると恩給法上は四年にみなされたような制度は廃止される、従って実在職年（実際に勤務した年数）を基礎にして計算された金額が毎年支給されるわけである。准士官以上は満十三年、下士官以下なら満十二年以上は勤務しなければならない。これを最短恩給年限という、実在職年だけでは最短恩給年限に達しない場合は、一定の割合で減額された金額が支給される、支給年額は「仮定俸給年額」（戦前の軍人の俸給年額もベースアップしたもの）を基礎にして計算する。

仮定俸給年額（次表による）

但し、算式による年額が仮定俸給年額の$\frac{50}{150}$以下の場合は$\frac{25}{150}$の全額とする。

大将	494,400	准士官	87,600
中将	390,000	曹長 上等兵曹	83,200
少将	292,800		
大佐	244,800	軍曹 一等兵曹	70,800
中佐	228,000		
少佐	186,000	伍長 二等兵曹	68,400
大尉	146,400		
中尉	115,200	兵	60,600
少尉	99,600		

算出方式

①実在職年が最短恩給年限以上の場合

仮定俸給年額×$\left(\frac{50}{150}+\frac{1\times(\text{実在職年}-\text{最短恩給年限})}{150}\right)$

②実在職年が最端恩給年限未満の場合

仮定俸給年額×$\left(\frac{50}{150}-\frac{3.5\times(\text{最短恩給年限}-\text{実在職年})}{150}\right)$

③実在職年が五十年以上の者については、五十年に対する年額が支給される。

二、未裁定者の場合

いままでに普通恩給の裁定を受けたことのない者でも、戦地加算を除いて、引き続き実在職年が最短恩給年限以上勤務した場合には本人の申請にもとづき恩給局の裁定によって普通恩給が支給される。

陸軍見習士官、海軍候補生、士官学校、その他諸学校の在学期間は除かれる。

イ、年令による支給制限

四十五未満の者は全額停止、四十五才〜五十才の者は半額停止、五十才〜五十五才の者は三割停止五十五才以上の者は全額支給

ロ、所得額による制限

恩給年額八万円以上の者で、前年度の恩給外所得が四十六万円以上あった場合は三割以内が停止される。

扶助料支給の範囲

扶助料

普通恩給をうけている者および、普通恩給をうける資格のある者が、公務以外の原因で死亡した場合、その遺族に支給されるのが年金恩給である、支給額は普通恩給の半額である、支給の受けられる遺族の範囲、須位は、本人の妻、満二十才以下の子、父母、満二十才以上の不具廃疾者で生活資金を得られない子、祖父母で死亡当時生計を共にしていたこと、または生計を維持していた事が必要である。養父母は実父母に優先、養父母の父母も同様である。

一時恩給

最短恩給年限に達しないが七年以上、引続いて実際に在職し、一時金を受取っておらない者が支給されるのが一時恩給である、その金額は（仮定俸給年額÷12×実在職年）である。この恩給は明年度から向う三年間に分割して支給される、尚、今年四月一日から年六分の利息が附加される。

一時扶助料

一時恩給を受ける資格のある者が、公務以外の原因で本年七月三十一日までの間に死亡した場合には、その遺族に対して、一時恩給と同じような方法で算定した金額が支給される。

増加恩給

傷病軍人の年金恩給

傷病軍人に支給されるので年金恩給である。そのうち第六項症以上の傷病軍人は従来勅令第六十八号による低額の傷病恩給又は援護法の障害年金をうけていたのだが、今後は、この増加恩給が支給される。増加恩給には必ず普通恩給が併せて支給される、だから加算を含まぬ実在職年数が最短恩給年限に達しない者でも、また満五十五才未満の者でも、普通恩給の全額がもらえるわけである。従来、妻は負傷当時結婚していた者に限られていたが、今度の改正でその後に結婚した妻にも適用されることゝなった。

なお、第七項症の増加恩給は、本年四月から施行されこの場合、第一款症の傷病賜金との選択制が認められている。つまり普通恩給と扶養加給を含んだ増加恩給の金額と一時金による傷病賜金の金額を比較して好きな方を選べばよいわけである

傷病年金

傷病の程度が増加恩給の第七項症より軽く、第一款症から第四款症に相当する場合に支給される年金恩給である。従来、勅令第六十八号でこれに該当するものは、すべて傷病賜金に切替えられて来たが、今回傷病年金として復活し、本年四月から支給される、なお引続き実在職年が最短恩給年限以上の者は普通恩給が併給される。この場合若年停止はないが扶養加給はない。

傷病年金の第四款症より軽い傷病の者には傷賜金が支給される。

公務扶助料

戦死、戦病死した場合その遺族に対して本人の在職年数の如何を問わず支給される年金恩給で、現在援護法による遺族年金を受けている遺族のうちいわゆる軍属の場合、以外は原則として公務扶助料が支給される。

満六十才未満の父母の年令の制限はなくなり、遺児の制限年令が満二十才になった。内縁の妻、孫は恩給法では除かれている。だが、父母又は祖父母が再した婚場合でも氏を改めない限り権利を失わない。

勿論、恩給の額は階級によって違うが家族加給は全部同額である。

父（資格者）——母（資格者）
○戦死者——妻
子（資格者）

この場合、戦死者が兵長とすると基本給二六、七六五円扶養加給四、八〇〇円の三倍

右の場合、権利者は絶体に年金に止まることは出来ないが、他の資格者は扶養加給又は年金のいづれかを選択することが出来ます。ところが、そこで注意を要するのは万一権利者が失権した場合、次順者が年金をもらっておった場合、その権利は引き継ぐことは出来ない。

農業欄

これからの麦作管理

施肥には加理成分を多く

麦ふみは天候、時期に注意

普及員　**久下技師談**

一、麦の施肥について

十一月上旬より下旬にかけて播種された麦は、青い芽を出して来たが、適期播種を急いだ為に、圃場の耕起整地はどうであったか、又その後の管理も良く行き届いているか、昔から「麦は肥で作れ」と言われて居るとおり、稲と違って地力によって左右される事が少ない事は、よく御承知の事と思う。概ね麦を蒔く時に硫安に燐酸肥料を混合するとか、配合肥料を施肥されるが、肝心な加里肥料については、余り重視していない嫌いがあるように思われる。冬期間の麦に対しても加里肥料も絶対必要であるから、これからでも遅くはない。なんとかして施用して戴きたい。加里肥料が入手出来ない人は、灰でもよいし、堆肥でもよい。加里肥料は同化作用を促進し、物質の転移に関係するとも言われ、麦の骨ぐみにも作用する。そして寒害に対する低抗性もあると言われているから是非やって戴きたい。只、硫安や下肥と同時に与えない様にすることは今更申す迄もない。

さて、一体この地方では元肥に必要な窒素肥料はどれ程施肥すればよいかと言うと、窒素質肥料は元肥に$\frac{1}{4}$位、追肥に$\frac{3}{4}$位の配分で与えてほしい。

しかし薄播きで晩播の場合は、粘質土で湿気が多過ぎ、初期の生育が悪い土地では、元肥をもう少し増しても良いと思う。そして追肥は二回、三回にわけて施肥することが望ましい。追肥について本当の適期施肥はむづかしいが①分蘖開始期②幼穂形成期③粒数決定期の三つの時期で、特に幼穂形成期に施用する事が絶対必要であり、有効とされている。

しかし一般的にはむずかしいと思うので、三回施肥の場合は十二月下旬——一月上旬、一月下旬——二月上旬、三月上旬の三回、また一月中下旬と三月上旬の二回施肥でもよい。

二、麦作初期の中耕土入と麦踏みについて

適期播種を急いだため、耕起砕土はやや不充分であると言う事は仕方ないが、しかしこれからの中耕によって、大きな土塊のまま残っているものを砕き、肩の下りている所は直して立派な畦にする。二条播の畦ではこの真中も細かくして、この根が将来十分伸長出来るよう深く耕すこと。又、台地の畑及び乾田で霜柱の立つ所では、麦踏みを繰返して下さい。麦踏の日は二三日天気の続いた日の霜の解けた、土も乾いた十一時頃がよく、早朝から踏みつけては、麦の葉を傷めすぎて悪影響をあたへる。

他の手入と平行して行ふには、中耕、土入、麦踏（或は中耕、施肥、土入、麦踏）の順序になる、尚、広幅、薄播や移植栽培や発芽不良で薄播となった場合は、霜柱の為でなく分蘖を刺戟する為、幼穂の異常発育を防止する為、根を深く入らせるために絶体に必要な作業である。麦踏が麦の素質に及ぼす影響として、次のような事がある

一、草の形がほうふくせい（葉が低く地面にへばりついて延びる姿）になり草丈も低く葉の巾が幾分広くなる。

二、葉の肉質がしまり水分含量が少なくなる。

三、葉や茎の色が濃くなり同化作用が盛になる。

四、分蘖が増す。

五、根が深くなる。

以上の様な反応が起り、結局、地面が踏まれる事と両方の結果。

一、霜柱による根の浮上り風による土の移動で麦の埋没を防がれる。

二、土壌水分の分布がよくなり早害が防がれる。

三、徒長、倒伏が防がれ耐寒性、耐旱性が強くなる。

四、根が深くなり肥料の吸収が良くなる。

五、分蘖が増加し幼穂の生長が調整される。

以上のような諸利益が得られる事となる。以上は畑地乾田であるが、湿田半湿田では、麦踏は出来ないが、出来るだけ排水を良くし、根の腐敗を防ぐよう努めること。又、厚播き、肥切れ等の時も分蘖が多くなり過ぎて、小さな穂しか出来ず、却って減収となる。晩播きになって、遅れて居る麦は、麦踏みは却って有害である。このような場合には早く速効性肥料をやり、生育を促進させるようにすること。又、初期の中耕、土入は除草にもなるから是非行はねばならない。当地の中耕、土入の標準は第一回十二月中下旬（一——二葉のとき）中耕は浅く、土入れ三四分、充分砕土し、丁寧に一様に根元に振入れる。第二回は一月中下旬（分けつ期）中耕は深く、土入は五六分、第三回は三月上中旬（分蘖最盛期及幼穂形成期）の時期、手入、施肥は最も大切である。第四回は四月上中旬（節間伸長期）充分土入をし無効分けつを抑制する。土寄も倒伏防止の為、十分土寄をする事が大切である。

冠句

夢月庵天眠選

天

努力して働け寒い冬でない。　飯岡　広田八重子

「評」昔から仕事は縞入れとかいいます。働く事によって今年の冬を克服しようではありませんか、

地

初詣で祈願する人、謝する人　飯岡　広田八重子

「評」初詣での人の波、それは其の人達の希望というよりは慾を満さん為の神へ対する憎い人の姿ではなかろうかとも思っていたのでしたが、顧みて過去一年謝する心のある人もあるという句者に、もんくなく頭をさげる

人

努力して災害夢にして仕舞う　大住　市田富雄

「評」努力してという重い冠題を下旬、夢にして仕舞うと殊更に軽く流したところ洒脱老巧なり。

佳作

初詣処女雪をふむ主婦一人　松井　井上熊夫

二十九年本職になるアルバイト　松井　姫松

努力して強き未亡に秋薫る　大住　市田富雄

次題　〔のにも山〕〔いつも変らず〕　〆切　**一月三十一日**

一月〜三月竹林の手入れ

地事林務課　小林技師談

田辺町には現在竹林（猛宗竹を除く）が百八十町歩もあります。竹は毎年伐採することが出来て、近来はパルプの原料や加工品として有望であり、殊に貿易品として外貨獲得にも非常に貢献していることは皆さんも御存知であります。

このように竹は非常に有利でありますが、遺憾ながら、竹林の改良については一向無関心のように思われる気がいたします。この際荒廃している竹林の改良を行い、経営の合理化を図れば、毎年反当り二千束ものの伐採が可能であり、一束当り二百五十円と見積っても五千円の収入を挙げることは大した困難でありません。せっかくの竹林に経営の意を尽されて、皆さんの農家経済の一助とされますことをお願いします。次に、向う一月〜三月の竹林の手入法を列記しましたから、是非実行して下さい。

一、母竹を一反当り七〇〇〇本—一五〇〇〇本残し毎年伐採すること。

二、不良竹、病虫被害竹は必ず整理すること。

三、普賢寺方面で発生してゐる天狗巣病は、老竹の多い場合によくあるものでありますから、五年以上のものは伐採すること、

四、連年、硫酸塩類の施肥したところでは人糞尿反当り（二〇〇貫〜三〇〇貫）か推肥、藁反当り（四〇〇貫〜五〇〇貫）を施肥すること。

五、風害と日照を守るため、林縁にスギ、ヒノキを植樹すること。

六、伐採に当っては[illegible]部の竹数の二割以上を伐採しないこと。

立木の伐採は

必ず申請、届出を

昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの期間中に、適正伐採令級以下の立木を伐採される予定の方は、昭和二十九年二月二十五日までにその許可申請書を町役場経由で知事宛に提出して許可を得て下さい。

この適正伐採令級とは、

マツ、スギ　四十一年〜四十五年

ヒノキ　四十六年〜五十年

クヌギ　十一年〜十五年

雑木　二十一年〜二十五年

となっています。又、適正伐採令級以上の立木の伐採については、その伐採六十日以前に届出書の提出を必要といたします。

なお、申請書用紙、届出書用紙は役場内森林組合に備えつけてありますから何時でも御申出下さい。

供米完遂御礼

昨年は[illegible]なる風水害にかかわらず農家各位の涙ぐましい努力の結果、二十八年産米供出割当量六、四四一石を昨年十二月二十八日を以て無事完遂できました。こゝに農家各位に対し深甚なる敬意と感謝の意を表します。

なお、管内地区の割当完遂量は次の通りでありました。

田辺地区	一、六一四石
大住地区	一、五〇〇石
草内地区	一、五五四石
三山木地区	一、〇一八石
普賢寺地区	七五五石
計	六、四四一石